

住民協働を推進するに当たって

近年、多くの自治体が住民協働のまちづくりに取り組んでいます。
そもそも住民協働とはどういうものなのでしょうか。

ここでは、この指針で使っている最も基本的で、かつ、重要な言葉の定義付けをします。

1 「まちづくり」とは

町民と行政とが自分たちのまちは「どうあるべきか」、「どうあってほしいか」ということを共に考え、そのあるべき姿に向かい、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての行為と定義します。

2 「住民協働」とは

町民と行政とが共通の目的^{*}を実現するために、

互いに対等の立場で

相互の信頼と合意の基に 役割と責任を担い合い、

互いの特性や能力を発揮しあいながら、

連携・協力して 効果的にまちづくりに

取り組んでいくことと定義します。

住民協働のまちづくりを進めていく上での
《町民と行政との「共通の目的」とは》

- 1 質の高い公共サービスの実現
- 2 住民満足度の向上
- 3 住民自治の醸成

3 「町民との協働によるまちづくり」のイメージ

第4次白岡町総合振興計画における町の将来像

ハート
きらっと  しらおか

～みどりの生活拠点都市～

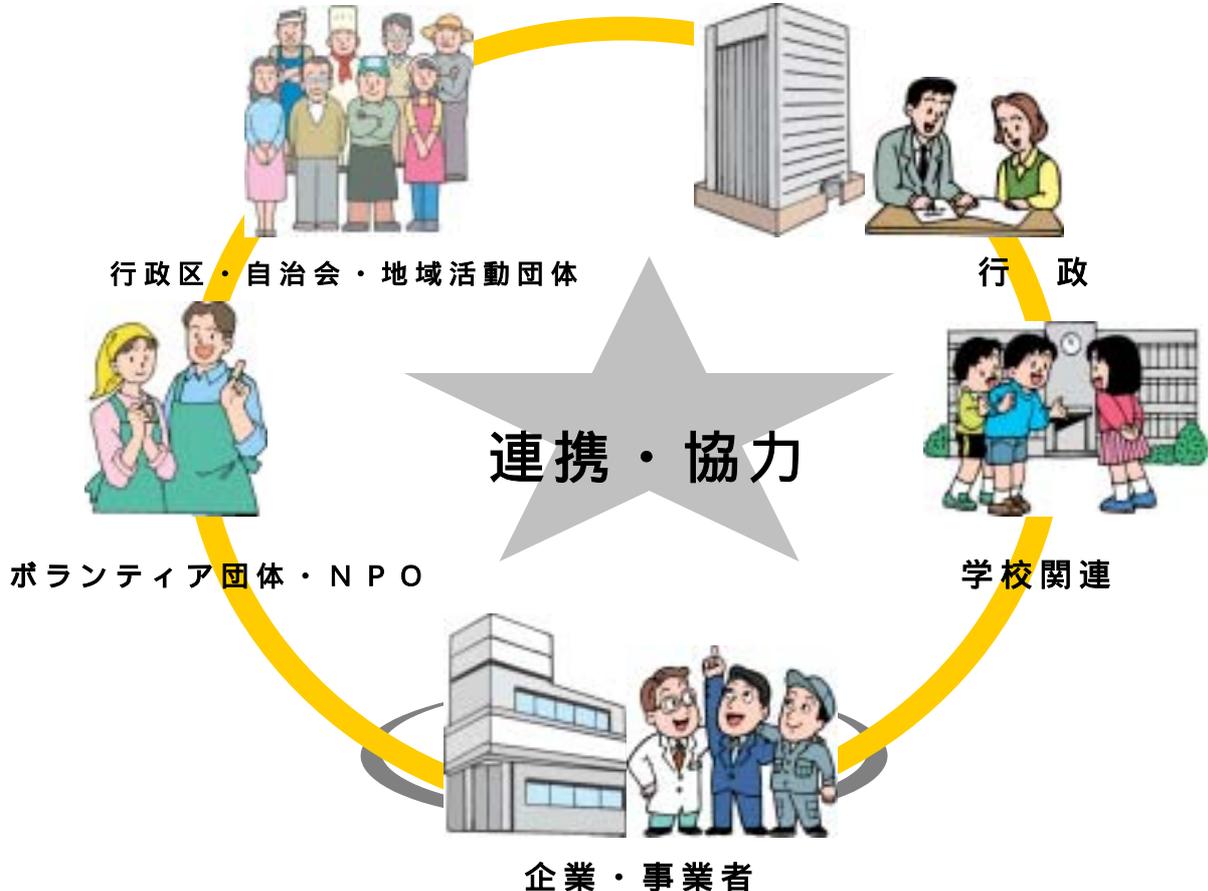
ぬくもり・しらおか（健やかな福祉のまち） うるおい・しらおか（美しい快適なまち）
のびやか・しらおか（学び楽しむまち） ひろがり・しらおか（基盤が整ったまち）
にぎわい・しらおか（活力ある産業のまち） ふれあい・しらおか（みんなで創るまち）

町民との協働によるまちづくり

『質の高い公共サービスの実現』

『住民満足度の向上』

『住民自治の醸成』



4 「市民」とは

単に「市」という地域内に住む住民という意味ではなく、権利・義務を伴った社会的な存在である個人を意味しています。

また、「市民」は自然人だけではなく、法人や任意団体なども含まれるものと解されます。

特定非営利活動促進法の第1条でも、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動」といった表現がされています。

5 「市民活動」とは

「市民活動」とは、前述した「市民」の自主的・主体的な意思に基づく社会参画活動で、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与することを目的とする非営利で公益的な活動と定義します。

6 「公共サービス」とは

個人レベルでは解決できないことや非効率になることを社会全体で補い、提供するサービスのことをいいます。このうち行政が実施主体となって行うものを行政サービスといいます。

従来は、行政が中心となって行うサービスだけが公共サービスといわれていましたが、介護や子育てなど以前は家庭内で行われていた私的活動においても、人々の価値観や社会・産業構造の変化などに伴い、公共サービスとして認識されることが増えてきており、その範囲は近年、急激に広がっています。

7 「協働のパートナー」とは

地域社会は、そこに暮らす住民と企業・事業所、学校、公共機関等に通勤・通学する人々で成り立っています。町では、「市民」としての個人、ボランティア団体やNPO、行政区・自治会等の地域活動団体、企業・事業者など、地域で活動する幅広い対象を「協働のパートナー」と定義します。

8 「新しい公共」とは

公共の概念を、行政サービスの範囲に限定せず、町民の自発的な活動により提供されるサービスや町民と行政との協働により提供されるサービスを含めて、広い範囲でとらえようとする考え方のことをいいます。

「新しい公共」のイメージ

